

施策No.22 地域福祉の体制づくり

施策の目的

対象	意図
市民 市民活動団体（コミュニティ協議会、自治会、NPO、ボランティア団体） 福祉団体（社会福祉法人）	地域で支えあうサポート体制が整っている

現状

本市には、ボランティア団体が32団体、社会福祉法人が16法人、NPO法人が9法人あり、障がい者（児）に関する活動では、手話サークル、社会福祉法人職員や保護者による交流の場の設置、スポーツや演奏活動等が行われています。ボランティア団体の連携は、社会福祉協議会にボランティアセンターが設置され、団体登録等が行われていますが、コーディネート機能が十分でないため、個々の自主性に任せた活動が主になっています。

地域福祉活動を行う上で重要な役割を担う民生委員児童委員は、現在98名が委嘱されていますが、高齢化が進む一方、受け手が少なく、後任委員の確保が難しい状況となっています。このため、市では、各自治会に福祉協力員を配置し、民生委員との連携した取組みを進めていますが、十分とはいえません。

市民意識調査によると、「地域福祉活動に参加している」と答えた市民の割合は16.1%と少なくなっています。また、「地域福祉活動が充実している」と感じる市民の割合について、個別項目別にみると、高齢者に関するものが45.2%、障がい者に関するものが37.0%、介護家族に関するものが32.9%、子育て家庭に関するものが36.5%となっており、全ての項目において平成21年度の実績値より向上していますが、「わからない」と答えた市民の割合も、依然として全項目において30%を超えており、地域福祉活動についての認知度は低いようです。

今後の状況変化

- ・ 人口減少による過疎化が進み、地域での人間関係が希薄になることが予想され、支える人の確保や支えあう体制づくりが難しくなります。
- ・ 高齢化が進み、認知症の高齢者や独居老人が増加し、老老介護も増加することが予想されます。
- ・ 子育て世帯が減少しており、同じ悩みを持つ人が身近にいないことから、身近な所で相談できない状況が発生しつつあります。

課題

- ・ 地域福祉活動の重要性について啓発活動を行い、市民一人ひとりの主体的な活動を引き出す必要があります。
- ・ 市が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を連携のとれたものとし、両計画を基に、地域福祉の活動体制を構築する必要があります。
- ・ 地域や関係団体が連携し、地域ぐるみで地域福祉活動が行われる必要があります。
- ・ 障がいのある人を支援するボランティア活動等には、専門的な知識や技術が必要な場合もあるため、研修会や講習会の充実を図る必要があります。
- ・ 社会福祉協議会は、地域福祉を推進する上で、今まで以上に重要な役割を果たしていく必要があります。
- ・ 福祉サービスを必要とする人が必要な情報を入手しやすい仕組みや相談体制の充実を図る必要があります。

～施策の方針～

地域の中で支え合い助け合う家族的な地域社会を構築するため、市民の主体的な地域福祉活動への参加を推進するとともに、社会福祉協議会の活動強化と充実を図ります。

目的の達成度をあらわす指標とその目標値

成果指標	平成21年度実績値	平成26年度現状値	平成32年度目標値 ()は成り行き値
	平成27年度目標値		
A 地域福祉活動に参加している市民の割合【市民意識調査】	15.9% 20.0%	16.1%	21.0% (16.1%)
B 「地域福祉活動が充実している」と感じる市民の割合（高齢者）【市民意識調査】	43.2% 48.0%	45.2%	46.0% (45.2%)
C 「地域福祉活動が充実している」と感じる市民の割合（障がい者）【市民意識調査】	33.7% 36.0%	37.0%	42.0% (37.0%)
D 「地域福祉活動が充実している」と感じる市民の割合（介護家族）【市民意識調査】	31.5% 36.0%	32.9%	33.8% (32.9%)
E 「地域福祉活動が充実している」と感じる市民の割合（子育て家庭）【市民意識調査】	31.7% 36.0%	36.5%	40.7% (36.5%)

目標設定の考え方

A：地域福祉活動に参加している市民の割合は、過去の実績値から同水準で推移すると予想し、平成32年度における成り行き値は、16.1%と見込みます。目標値は、地域福祉活動の啓発を図り、1年間に1ポイントずつ割合を高め21.0%をめざします。

B、C、D、E：地域福祉活動が充実していると感じる市民の割合（高齢者、障がい者、介護家族、子育て家庭）は、全ての項目について、平成21年度の実績値と平成26年度の現状値に大幅な差がないことから、平成32年度における成り行き値は、平成26年度水準で推移すると見込みます。目標値は、高齢者に関する活動については1年間に0.1から0.2ポイントずつ割合を高め46.0%、障がい者に関する活動については1年間に1ポイントずつ割合を高め42.0%、介護家族に関する活動については前半の3年間は0.1ポイントずつ、後半の3年間は0.2ポイントずつ割合を高め33.8%、子育て家庭に関する活動については地域福祉活動が充実していると感じている子育て中と思われる20歳から39歳までの平均値である40.7%をめざします。

目標達成に向けた基本的な取組み

- 多くの市民が福祉を身近に感じるよう意識向上を図る必要があり、地域の中で生活している高齢者、障がい者、子育て中の親等、支援を必要とする地域住民の福祉課題について知る機会を提供します。
- 社会福祉協議会やNPO、ボランティア団体等と連携して、地域で身近な福祉活動を行うボランティア・リーダーや実践者の発掘・育成を行います。

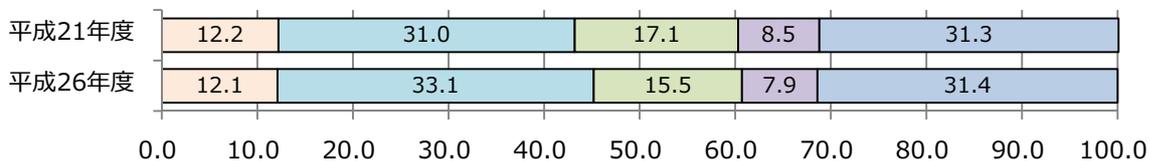
第2章 基本計画 政策4：ともに支えあう明るく元気な人づくり

- ・ 社会福祉協議会と連携しながら、各種ボランティア団体等の活動支援を図るとともに、活動したい人の意欲を生かすため、地域住民が集い、仲間づくりをする場づくりや情報提供の充実等を図り、地域福祉活動を行いやすい環境づくりを推進します。
- ・ 地域福祉推進の中核を担う社会福祉協議会や民生委員児童委員等に対し、活動の強化と充実を図るための支援を行います。
- ・ NPO、ボランティア団体や地域等が連携して支えあう体制づくり活動を支援します。
- ・ 高齢者や育児を支えるサポート体制や相談体制の充実を図ります。

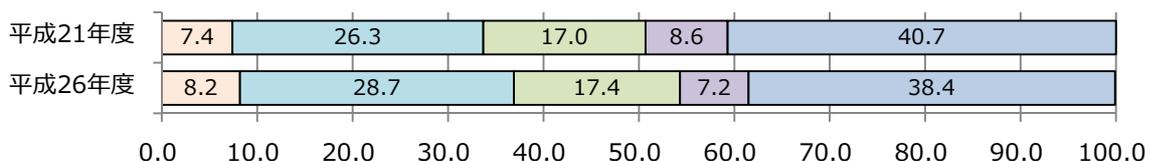
協働による市民と行政の役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体等）の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民は、地域活動に積極的に参加し地域とつながりを持ち、困ったときに支え合える関係づくりを行います。 ▶ 校区コミュニティ協議会や自治会は、地域で見守り支え合う地域福祉活動に取り組みます。 ▶ 社会福祉協議会は、地域福祉活動の具体的な計画を策定し、地域福祉活動の充実を図ります。 ▶ 民生委員児童委員は、地域の実態を把握し、支援活動を行います。 ▶ 事業所、NPO、ボランティア団体等は、社会貢献のための地域福祉活動を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「地域福祉計画」を策定し、地域福祉推進のための基盤や体制を構築します。 ▶ 社会福祉協議会や関係団体が取り組む地域福祉活動を支援します。 ▶ 地域福祉に関する市民への啓発を図ります。

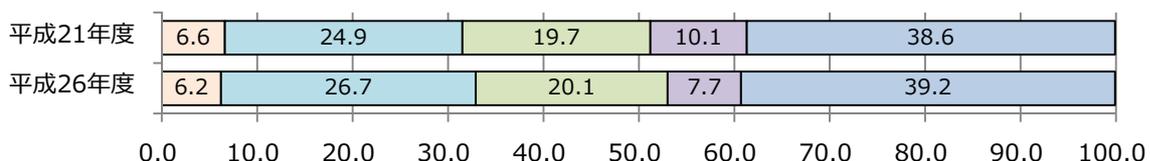
【地域福祉活動が充実していると感じる市民の割合（％）①高齢者に関するもの】



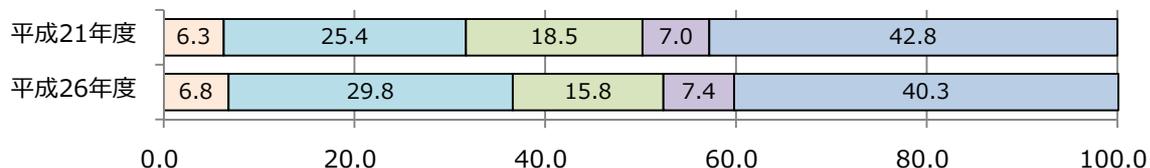
【地域福祉活動が充実していると感じる市民の割合（％）②障がい者に関するもの】



【地域福祉活動が充実していると感じる市民の割合（％）③介護家族に関するもの】



【地域福祉活動が充実していると感じる市民の割合（％）④子育て世帯に関するもの】



そう思う どちらかといえばそう思う どちらかといえばそう思わない
 そう思わない わからない